

# 著作権への固定資産税課税の提案 ～著作権制度とパブリックドメイン コンテンツ点数の関係

源 直人<sup>†‡</sup>

日本の書籍の商業的価値の残存率や著作者の没後に出版される書籍の比率などから、現状の著作権制度の場合、著作権制度が無い場合、権利者が権利を放棄できる制度がある場合の各々の場合にパブリックドメインコンテンツの点数や利用できるまでの期間がどう変化するか、定量的な分析を試みる。さらに、商業的価値が無くなったため流通していない著作物をパブリックドメインとして活かすため、著作権へ固定資産税を課税する制度を提案する。

## Proposal of property tax to copyright - Relation between copyright system and amount of public domain contents

Naoto Minamoto <sup>†‡</sup>

From the survival rate of the commercial value of books in Japan, and the ratio of the book to be published after the death of the author, we attempt to quantitative analysis of copyright systems. We evaluate the systems from amount of public domain contents. The systems are current system of copyright, the system when there is no copyright, the system can waive their rights.

Furthermore, in order to take advantage of public domain works are not distributed for commercial value is lost, we propose to tax property tax to copyright.

<sup>†</sup>情報セキュリティ大学院大学  
Institute of Information Security  
<sup>‡</sup> (株) 日本経済新聞社  
Nikkei Inc.

### 1. はじめに

著作権の保護期間は、国や著作物の種類による差はあるものの、創作者の死亡時または法人の公表時を起点として、一律 50 年や 70 年といった期間に定められている。これは、著作物に関する国際条約であるベルヌ条約に「加盟国は、著作者の生前及び死後 50 年の期間を最低限保護しなければならない」と定められていることによる。日本の著作権法では、映像の著作物を除き、保護期間は 50 年であるが、近年、欧米並みに 70 年に延長すべきであるという議論が繰り返された[1][2]。この保護期間の延長の是非については、多くの議論がなされたが、50 年でも長すぎるという意見もある。

例えば丹治[1]によれば、日本の書籍の場合、筆者の没後 51~60 年に出版されるものは全体の 1.3%、同 61~70 年に出版されるものは 0.87%であり、保護期間の延長の恩恵を受けるのはごく一部の書籍であり、多くの書籍はその間に市場に流通しなくなり読者から忘れ去られてしまう。

著作物の商業的寿命は、書籍の場合、数百年前に書かれた作品が読み継がれる場合もあれば、すぐに読者に忘れられ、数年で絶版となるものなどさまざまである。しかし現状のように著作物の保護期間が一律である場合、寿命の長い著作物の権利者は、その保護期間が長いほど多くの収益が期待できるため、保護期間の延長を望む。しかし、保護期間を長く設定した場合、商業的寿命の短い著作物は早い時期に著作者やコンテンツ産業従事者などの作り手に収益をもたらさなくなるにもかかわらず、保護期間内であるために利用者が自由に利用できないという、いわば「塩漬け」の状態になってしまう。

著作権法の目的はその第 1 条にある通り、「文化の発展」が目的である。文化の発展のためには、多様な著作物が存在し、容易に利用可能な状態であること、言い換えれば多くのパブリックドメインコンテンツ（以下 PDC）が存在する状態が望ましいだろう。しかし、現在の一律の保護期間を持つ制度では、どうしても商業的価値の長い著作物のみを保護する制度となってしまう。

では、どのような制度を導入すれば、多くの PDC が生じ、結果として文化的に価値のあるコンテンツを後世に残すことができるのか？本稿ではまず第 2 章で、著作物の商業的価値が時間の経過とともにどう変化するかを調べるため、国内で出版された書籍の過去 50 年間の入手可能率を調査した。次に第 3 章では丹治による物故者の没後の出版点数の調査をもとに、現著作権制度における PDC の点数の推定を行った。第 4 章では、林の「デジタル著作権」や Landes & Posner による「IRS(Indefinite Renewal System)」といった保護期間を著作者が選択できる制度を紹介する。これら制度には、著作物の商業的価値が残っているにもかかわらず保護期間が切れたり、逆に商業的価値が無くなっているにもかかわらず、PDC として利用できるまでに時間がかかるといった問題がある。これらの問題点を解決するものとして、著作権へ固定資産税を課税す

る制度を提案する。第5章では実際に各制度を導入した場合に、どのぐらいPDCが発生するか、過去50年間の国内の書籍の出版のデータに対して推定を行う。また、各制度によって利用できるようになるPDCにはどのような特徴があるかも考察する。

## 2. 日本の書籍の商業的な寿命

本章では、著作権制度がパブリックドメインコンテンツ（以下PDC）として利用できるコンテンツの点数にどう影響するか評価するために、著作物の商業的な寿命について考える。著作物には言語、音楽、美術、図形、映画など多くの形態があるが、ここでは古くから同じ形式で提供され、統計資料も長期間存在する国内の書籍について、入手可能率の調査を行った。

まず、過去50年間に発行された書籍の新刊数と現在入手可能な書籍の数を以下の図に示す。

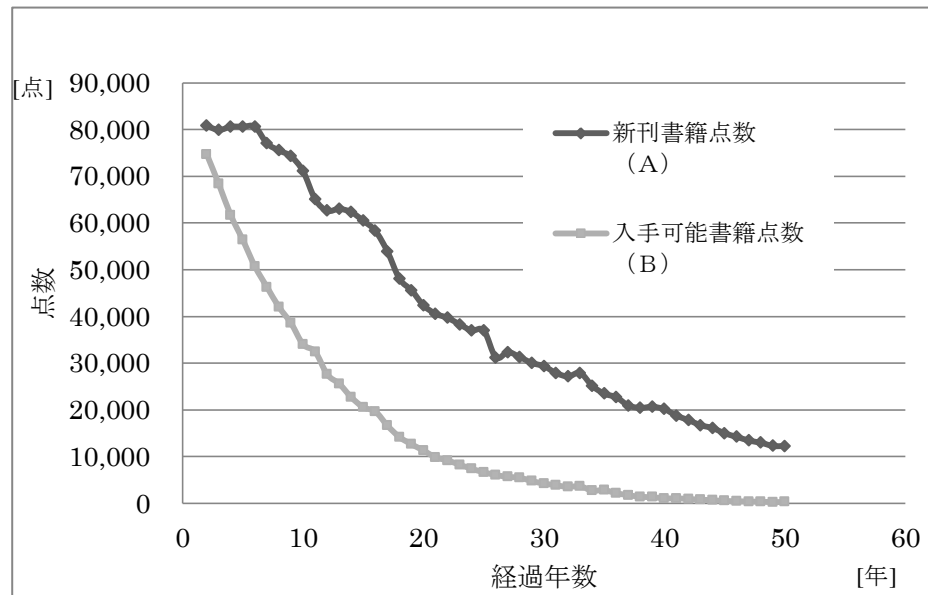


図1 新刊書籍点数と入手可能な書籍点数の推移

ここで、現在入手可能な書籍とは各出版社が販売している書籍という意味であり、古書店や個人売買で入手できるものは含まない。新刊書籍点数は出版ニュース社公表

のもの[3][4]，入手可能書籍点数は日本書籍出版協会データベース「books.or.jp」[5]を2011年3月7～13日に検索した結果を用いている。

過去約50年間に発行された1,995,117点(※1)の書籍のうち、現在入手できるものは38.8%の773,876点(※2)であった。つまり、60%以上の書籍は古書店やネット書店などから入手するしかなく、入手困難な書籍も多くあると推測される。また、これらの書籍の販売によって、作り手側の著作権者、出版社と流通経路の取次、書店は全く収益を得られない。このことを考えると、現在出版社・取次・書店ルートで入手できない60%以上の書籍は、その商業的な寿命を終えていると考えることができる。

現在から50年前の1961年の新刊書籍点数は12,268点であったが、直近で点数が公表されている2009年では6倍以上の80,776点となっており増加傾向である。また、2009年発行の書籍の現在の入手可能率は92.5%であるが、10年経過後には47.9%、20年経過後には26.7%となり、50年経過後に入手可能な書籍は2.6%と3%にも満たない。

この入手可能率に関して、以下の仮説を立てる。

仮説1) 経過年数が0、つまり発行されたばかりの書籍は全て入手可能であり、その入手可能率は1である。

仮説2) 毎年一定の比率で入手可能率は低下する。

これらの仮説を数式化する。1年後の書籍の入手可能率を  $a$  ( $0 < a < 1$ )，経過年数を  $x$  とすれば、 $x$  年後の入手可能率  $y$  は、

$$y = ba^x \quad (1)$$

の指数関数で表現することができる。仮説1より、 $x=0$  のとき、 $y=1$  であるから、

$$b = 1. \text{ よって、(1) 式は、} \quad y = a^x \quad (2)$$

と書ける。このとき、両辺の対数を取ると、

$$\log y = (\log a)x$$

となる。  $Y = \log y$ ,  $A = \log a$  とすると、

$$Y = Ax$$

となる。上で述べた仮説のように、経過年数0年の時の入手可能率は1とし、図1の経過年数2年目から50年目までの入手可能率を対象として、最小二乗法を用いて  $A$  を求める。まず、これらの変数の平均を求めると、

$$\bar{x} = 25.48, \bar{Y} = -0.76295$$

となる。次に分散は、

$$S_{x^2} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (x_i - \bar{x})^2 = 209.25$$

※1) 2010年と11年の新刊書籍点数は未公表のため、1961～2009年の合計

※2) 新刊書籍点数に合わせるため、1961～2009年の合計

$$S_Y^2 = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (Y_i - \bar{Y})^2 = 0.20836$$

となり、共分散は、

$$\text{Cov}(x, Y) = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (x_i - \bar{x})(Y_i - \bar{Y}) = -6.5526$$

となる。よって回帰係数 A は、

$$A = \frac{\text{Cov}(x, Y)}{S_x^2} = \frac{-6.5526}{209.25} = -0.031315$$

となる。ここで、 $A = \log a$  であるから、 $\log a = -0.031315$

よって、 $a = 10^{-0.31315} = 0.93043$  が得られる。(2) 式にあてはめると、

$$y = (0.93043)^x \tag{3}$$

が得られる。次に、 $x$  と  $Y$  の相関係数を求めると、

$$\text{Cor}(x, Y) = \frac{\text{Cov}(x, Y)}{S_x S_Y} = \frac{-6.5526}{\sqrt{209.25} \sqrt{0.20836}} = -0.99238$$

となる。以上、日本の書籍について、経過年数と入手可能率の関係を表すと以下の図 2 のようになる。

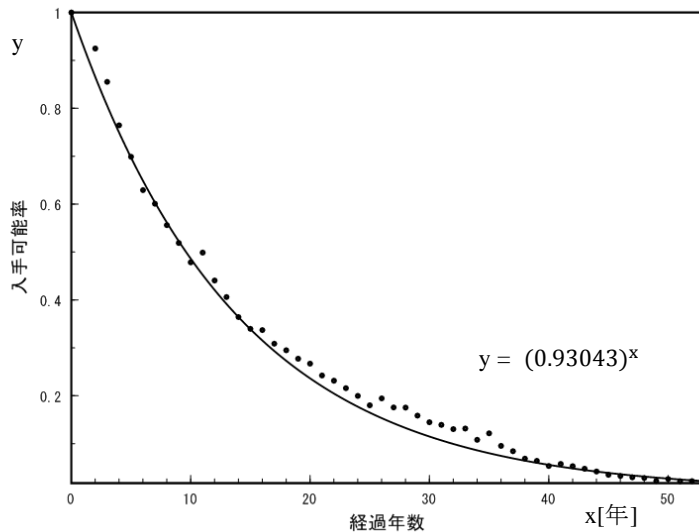


図 2 日本の書籍の経過年数と入手可能率の関係

この図は書籍の入手可能率の経年変化を示したものであると同時に、「売れるものを作る」という経済原則から考えれば、商業的な価値の残存率と見ることもできる。以降、本稿では、書籍に関する入手可能率（商業的な価値の残存率）に関する仮説が正しい、すなわち入手可能率が (3) 式の指数関数となるものとして、分析を進める。

### 3. 現著作権法における PDC 点数の推定

本章では、現在の日本の著作権法下において、過去 50 年間に出版された約 200 万点の書籍のうち、現在どれぐらい PDC として自由に利用可能であるか推定する。

日本の著作権法では、著作者の没後 50 年を経過した著作物には保護が及ばず、原則 PDC となる。逆に著作者の生前に出版された書籍については、直近 50 年間に PDC となるものは無いはずである。つまり、直近 50 年では、著作者の没後に出版された書籍のみが PDC となる可能性がある。日本の書籍に関する著者の没後の出版数については、丹治の調査[1]がある。

これによれば、1957～1966 の物故者の出版物のうち、生前に出版された点数が 41,730 点、没後 10 年以内に出版された点数が 3,778 点、11～20 年が 2,695 点、21～30 年が 1,945 点、31 年～40 年が 1,567 点（以上、国会図書館の蔵書カバー率を考慮した補正值）、41 年～50 年が 1,049 点（この期間が 10 年に満たないことの補正值）、51 年～60 年が 702 点、61 年～70 年が 470 点（以上推定値）であるとしている。

ここでは、各 10 年間の出版点数が均等であるとみなし、没後 5 年、15 年、…、65 年における出版点数を推定すると、以下の表 1 のようになる。

表 1 1957～1966 の物故者の没後の経過年数と推定出版点数

経過年数	推定出版点数
5	377.8
15	269.5
25	194.5
35	156.7
45	104.9
55	70.2
65	47.0

ここで、没後の出版点数が一定比率で減少するとした場合、没後  $x$  年後の出版点数は、

$$y = ba^x \tag{4}$$

の指数関数で表現することができる。このとき、両辺の対数を取ると、

$\log y = (\log a)x + \log b$   
であるから、 $Y = \log y, A = \log a, B = \log b$  とすると、  
 $Y = Ax + B$   
と書ける。まず、これらの変数の平均を求めると、  
 $\bar{x} = 35, \bar{Y} = 2.1473$   
である。次に分散は、

$$S_{x^2} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (x_i - \bar{x})^2 = 400$$

$$S_{Y^2} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (Y_i - \bar{Y})^2 = 0.088549$$

となり、共分散、

$$\text{Cov}(x, Y) = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N (x_i - \bar{x})(Y_i - \bar{Y}) = -6.5526$$

が得られる。よって回帰係数 A は、

$$A = \frac{\text{Cov}(x, Y)}{S_{x^2}} = \frac{-6.5526}{400} = -0.014829$$

となる。ここで、 $A = \log a$  であるから、 $\log a = -0.014829$

となり、 $a = 10^{-0.014829} = 0.96643$  が得られる。

また、 $B = \bar{Y} - A\bar{x} = 2.6663$

となり、 $B = \log b$  であるから、 $\log b = 2.6663$

であるので、 $b = 10^{2.6663} = 463.77$  が得られる。a と b を (4) 式にあてはめると、

$$y = 463.77 \times (0.96643)^x \quad (5)$$

が得られる。次に、x と Y の相関係数を求めると、

$$\text{Cor}(x, Y) = \frac{\text{Cov}(x, Y)}{S_x S_Y} = \frac{-6.5526}{\sqrt{400} \sqrt{0.088549}} = -0.99666$$

となる。(5) 式と表 1 の各点をグラフにすると図 3 のようになる。

このようにして得られた没後経過年数と出版点数の関係を表す (5) 式を、

$$y = f(x) = 463.77 \times (0.96643)^x \quad (6)$$

とする。このとき、1957 から 1966 年の物故者の生前の出版数 41,730 を L とし、没後の全ての出版数を D とすると、

$$D = \sum_{x=0}^{\infty} f(x) \quad (7)$$

ここで、(4) より、

$$f(x) = ba^x \quad (8)$$

であるが、 $|a| < 1$  のとき、 $\sum_{x=0}^{\infty} a^x = \frac{1}{1-a}$  であるので、

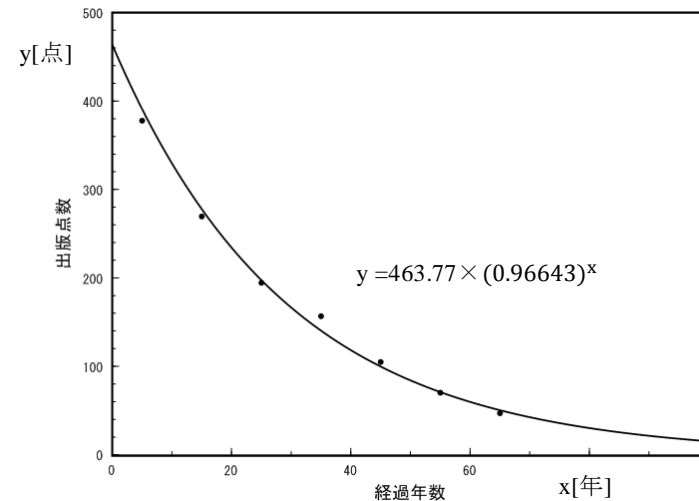


図 3 1957～1966 の物故者の没後経過年数と出版点数

$$D = \sum_{x=0}^{\infty} f(x) = \frac{b}{1-a} = 13,816$$

よって、1957 から 1966 年の物故者の生前と没後の全ての出版数は、

$$L + D = 55,546$$

となる。厚生労働省の資料によれば、1957 年から 1966 年の日本人の平均寿命は多く見積もっても 70 歳であり [6]、この間の物故者が 20 歳から 70 歳の間に創作活動を行い、毎年一定数の書籍が刊行されるとすると、生前と没後の出版点数の推移は以下の図 4 のようになる。

ここで、没後 i 年後 (i は自然数) に出版される書籍の全出版数に占める比率を g(i) とすると、

$$g(i) = \frac{f(i)}{L + D} = \frac{463.77 \times (0.96643)^i}{55546} \quad (9)$$

と与えられる。以降、g(i) が 1957 から 1966 年の物故者を含む一般の著作者について成り立つとする。ある年に出版された書籍のうち、すでに著作権の切れている著作物の比率は、その著作者が没後 50 年以上経過したものすべてであるから、

$$\sum_{i=50}^{\infty} g(i) \quad (10)$$

となる． $i$ 年前の出版点数を  $A(i)$ ，うち現在の PDC の数を  $P(i)$  とする．今年の出版物

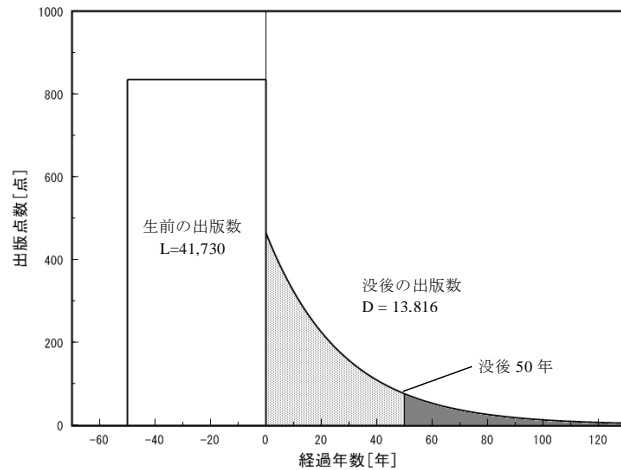


図4 生前の出版数と没後の出版数 ([1]の丹治の調査より．没後は推定数)

$A(0)$ 点のうち，PDC として利用できるのは著者の没後 50 年以降の出版物だけであるので，

$$P(0) = \sum_{i=50}^{\infty} g(i) \times A(0)$$

と推定される．昨年の出版物については出版時に著者の没後 49 年経過した書籍が 50 年を迎えるので，PDC 数はそれを加えて，

$$P(1) = \sum_{i=50}^{\infty} g(i) \times A(1) + g(49)A(1) = \sum_{i=49}^{\infty} g(i) \times A(1)$$

となる．同様に，2 年前，3 年前， $j$  年前は

$$\sum_{i=48}^{\infty} g(i) \times A(2), \sum_{i=47}^{\infty} g(i) \times A(3), \sum_{i=50-j}^{\infty} g(i) \times A(j)$$

である．50 年前までを加えた現在の PDC 数はこれら全ての和であるから，

$$\sum_{i=1}^{50} P(i) = \sum_{i=0}^{50} \sum_{j=50-i}^{\infty} g(j) \times A(i) \quad (11)$$

と書くことができる．また，前章で求めた各年の書籍の入手可能率を  $C(i) = (0.93043)^i$  とすれば，現著作権法下で入手可能な PDC 数は

$$\sum_{i=0}^{50} \sum_{j=50-i}^{\infty} g(j) \times C(i) \times A(i) \quad (12)$$

となる．実際に図の各値と (11)，(12) 式より，PDC 185,819 点，入手可能な PDC 52,783 点という値を得た．これは，この 50 年間に発行された新刊書籍点数 1,995,117 点のそれぞれ，9.3%，2.6%にあたる．丹治の調査は「物故者を各種人名辞典・事典，年鑑から収録した」ものであり，「死後も著書が出版され続けるような有名な著者は漏れにくいですが，逆に生前に数冊著書が出版され，それきり忘れ去られている著者は漏れやすい」[1]ため，数字は大きめにしている可能性が高い．

#### 4. 著作権への固定資産税課税の提案

前章で，過去 50 年間に出版された書籍のうち，60%以上の書籍がその商業的寿命を終えていると述べたが，日本の著作権法の下では PDC の書籍は多く見積もっても全体の 1 割に満たない．つまり，多くの書籍が，著作者や出版社に経済的な利益をもたらさないにもかかわらず，PDC として自由に利用できない状態に置かれている．これは大きな社会的損失と言えないだろうか？

ではこれらの著作物を有効活用するためにはどうすればよいか．日本の著作権法には，著者または，著作権者による著作権の放棄（PDC 化）の規定は無いが，著作権は財産権であるので，放棄することは可能であるとする説もある[7]．本稿ではこの説に従い，著作権はいつでも放棄可能であるという立場をとる．

権利者が保護期間を選択する形で権利を放棄できる制度の提案として林は，デジタルな創作物に対して 0 年，5 年，10 年，15 の 4 パターンの権利保護期間を権利者が設定できるような「デジタル創作権」の制度を提案している[8]．もし，この制度が実際に採用されたとすると，自分の著作物で収入を得ようと思わず，より多くの人に自由に自分の著作物を利用してほしいという人は，保護期間 0 年を選択するだろう．しかし，少しでも収入を得たいと考える人は，0 年以外の選択をするだろう．また，著作物がいつまで売れるか，言い換えればいつまで商品価値があるかということは，その著作物の発表時点では誰にもわからない．さらに，何年か経って，他のコンテンツで取り上げられるなどして，急に売れ始めるというケースもあるだろう．そういうことを考えれば，確信犯的に 0 年を選ぶ人以外は，「とりあえず」最長の 15 年を選ぶのではないか．さらに法人の著作物の場合，経済原理により迷わず 15 年が選択されるであろう．

また，国内の書籍の場合，5 年，10 年，15 年経過後に商業的価値の残っている書籍の率はそれぞれ図 1 の実測値より，69.9%，47.9%，34.0%であり，まだかなりの書籍に商業的価値が残っていると言える．

著作権者が進んで著作権を放棄するためのモチベーションとしては商品価値の無くなった著作物を誰も使えない塩漬けの状態にしておくよりも多くの消費者に利用さ

れることや、多くの創作者に二次利用されることにより著作物の価値（必ずしも経済的な価値ではない）が見直されることなどがある。このようにして著作物が利用・二次利用されることにより、従来は商品価値が無くなった時点でその寿命が尽きていた著作物の寿命を延ばすことができる。また、このような無償で消費者や創作者が利用できる PDC を増やすことは、文化的な社会貢献といえる。

このようなモチベーションは個人の著作者すなわち「創作者兼著作権者」には意味があるかもしれないが、法人がその著作権を放棄するには経済的な動機づけに乏しい。そのための施策として、著作権に対して課税することを提案する。法人税法によれば、無形固定資産として鉱業権、漁業権、ダム使用権など 18 種類のもものが挙げられている[9]。その中には知的財産権にあたる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権が含まれるが著作権は含まれない。これは、会社法においても同様である。なぜ著作権だけが課税対象でないのか？一つには登録の必要が無い無方式主義がグローバルスタンダードであるため、課税対象としての実態がとらえにくいという点があるだろう。また、著作物には営利目的のものとしてでないものがあり、一律に課税することには問題があるだろう。よって、営利を目的にした著作物にのみ課税する必要がある。

課税にあたっては、税法上の取得額にあたるものが著作物の制作コストとなる。これに対して一定の税率を掛けたものを徴収する。実際に法人に対して著作権への固定資産税を課税した場合、商品価値の無くなった著作物はバランスシートを悪化させる要因でしかないため、賢明な経営者は権利の放棄を進めるであろう。これにより、PDC が増えることが予想される。

同様に著作権の放棄に動機を与える提案として、Landes & Posner は著作物の保護期間を米国の著作権制度ができた当初の 14 年間の登録制とし、再登録するには累進的に登録料を増やす IRS(Indefinite Renewal System)[10]を提案している。多くの著作物がその保護期間の前に商業的寿命を終えることを考えると優れた提案であると思うが、著作権者が著作権の放棄をする判断が 14 年に一度しかない。図 5 の書籍の入手可能率を見ると、最初の 14 年で商品価値の無くなる著作物が多くある。また、14 年を過ぎてすぐ、商品価値が無くなる著作物が PDC となるには、さらに 14 年を待たなければならない。このように考えると、随時著作権の放棄ができる制度のほうが、「PDC が多いことが望ましい」という観点からは優れているといえる。

また、著作権を課税対象とすることの副次的なメリットとして、世の中の著作物の権利者が明確になることがある。福井[11]によれば、著作物を二次利用する上で、権利者に支払う直接の対価の他に、「サーチコスト」「交渉コスト」「徴収分配コスト」の 3 つの間接コストがあるが、このうち、サーチコストが軽減されることになる。

いくつかの文献[12]でこのサーチコスト削減のために、著作物の登録の義務化が提案されている。著作権に課税する方式を採用した場合、著作物で収益を上げたにもかかわらず、税の申告をしなければ、自動的に脱税ということになってしまうため、著

作権者は厳正に自らの著作物を管理する必要がある。この情報を税務署経由で集約すれば、容易に国内の全ての営利目的の著作物のデータベースを構築することが可能である。これは登録と同等の効果がある。

一方、著作権に新たに課税することは、他の知的財産権が固定資産税の対象となっていることを考えると、ある程度の正当性はあるとはいえ、著作権者にとっては非課税という既得権益があるため、大きな反発を招き、法案が通過しないことが予想される。そこで、法人・個人ともに著作物により得られた収益に対する法人税・所得税を減税するなどのバランスをとり、理解を求める必要がある。

## 5. 評価

本章では、①著作権の制度が無い場合、②著作権に固定資産税を課税する場合、③ IRS を導入する場合、④現行の著作権制度の場合の 4 つの場合のそれぞれの PDC の点数を定量的に評価するとともに、その内容についても分析する。

PDC の点数は、①の場合、出版された全ての書籍が PDC となるため、1,995,117 点である。どのような制度を選んでも PDC がこの数を超えることは無い。②については、全ての著作権者が商品価値が無くなった書籍の著作権を放棄するとすれば、 $1,995,117 - 773,876 = 1,221,241$  点となる。④の場合、2 章で計算した通り、183,450 点と推定される。

③の場合、出版後 13 年目までの書籍はまだ PDC とならない。14 年目から 27 年目の書籍については、14 年目に商品価値を失っている全ての書籍について、権利の放棄が行われるとすれば、その間の PDC 数は、 $i$  年経過後の入手可能率  $C(i)$  と新刊書籍点数  $A(i)$  より、

$$\sum_{i=14}^{27} (1 - C(14)) \times A(i) \quad (13)$$

同様に、28 年目から 41 年目の書籍の PDC 数は、28 年目に商品価値を失っている書籍の数より、

$$\sum_{i=28}^{42} (1 - C(28)) \times A(i) \quad (14)$$

同様に、42 年目から 50 年目の書籍の PDC 数は、

$$\sum_{i=42}^{50} (1 - C(42)) \times A(i) \quad (15)$$

であるため、IRS を導入した場合の書籍の PDC 数は、上記の和となる。具体的に計算すると、823,221 点が得られる。

以上の結果をまとめたものが、以下の表 2 と図 5 である。ここにおいて、PDC 率とは各制度を採用した場合に想定される PDC 数を 50 年間に出版されたすべての書籍数で割ったものとする。

直近の 50 年で考えると、①の著作権制度が無い場合の PDC 数すなわち、50 年間に出版されたすべての書籍のうち、②の固定資産税を課税する場合には約 6 割、③の IRS

の場合には約4割がPDCとして利用可能であるのに対して、④の現著作権制度では、1割にも満たない。

表2 各制度で想定されるPDC数とPDC率

	PDC数	PDC率
① 著作権制度無し	1,995,117	1
② 固定資産税課税	1,221,241	0.61211
③ IRS	823,221	0.41262
④ 著作権制度	183,450	0.091949

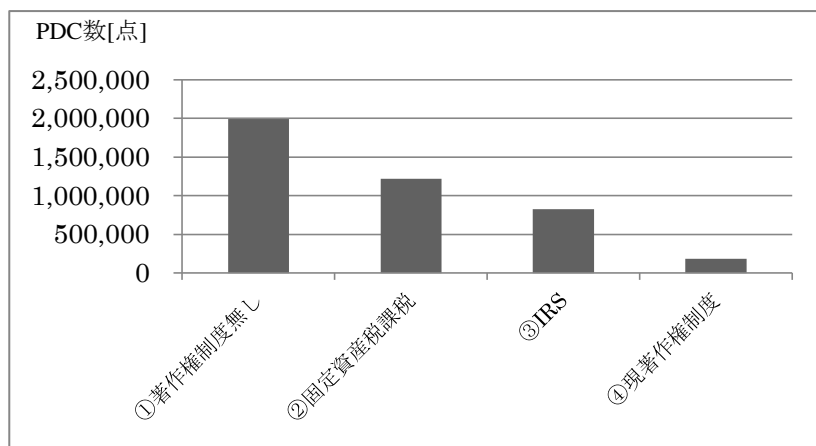


図5 各制度を採用した場合のPDC数の推定

次に各制度の特徴を調べるために、書籍の発行後の経過年数とPDC数を各制度ごとにグラフにしたものが以下の図6である。

著作権制度が無い①の場合は各年の新刊書籍点数を表し、右下がりの曲線となる。②の固定資産税課税の場合、15年目までは上昇し、その後は下降しながら、①のグラフに近づく。③のIRSの場合は、13年目までは全くPDCが発生しない。14年目、28年目、42年目は②と同じ値をとる（②は実測値、③は推定値を用いているので、図6では若干点数が異なる）がその間は②より低い値を取る。また、最初の14年間はいかなる著作物も、PDCとして利用できない点がPDC利用者からみるとデメリットである。日本の書籍の場合、図6のように、この部分に含まれる書籍の点数は小さくない。④の現行の著作権制度では、各年ごと低いレベルでPDCが発生し、出版後すぐに利用

可能なものもわずかながら（4.5%弱）存在するが、過去50年のうち利用可能な書籍は全て著者が他界後50年以上経過している作品であるという点に注意したい。

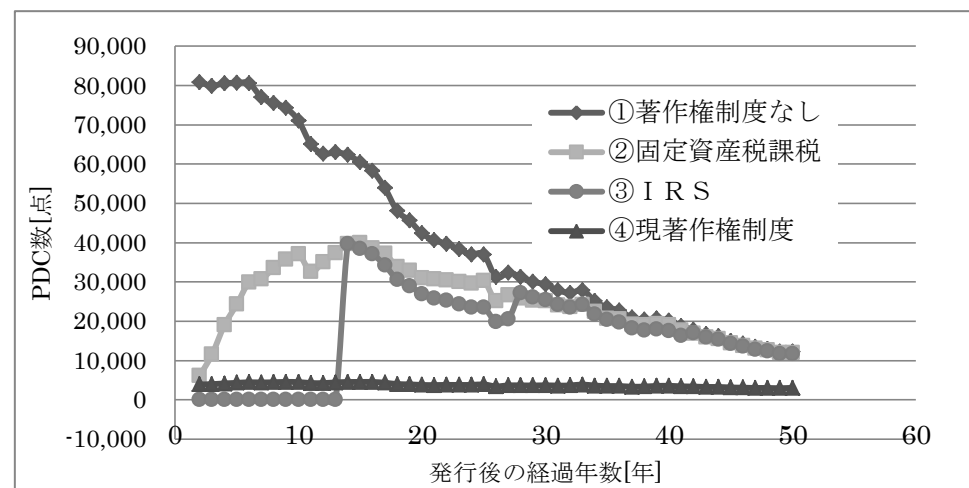


図6 書籍の発行後の経過年数とPDC数の推定

これら4つの制度を比較すると、PDCの点数や利用可能になるまでの期間だけを考えるならば、著作権制度が無いことがもっとも望ましいことになる。もちろん、著作権制度を無くしてしまうと、誰でも自由に著作物の複製や上演、上映、公衆送信が可能になるので、営利を目的として著作物の制作を行うコンテンツビジネスというものは成立しなくなる。多くの著作物が作られなくなることは、文化の発展という見地からは大きな損失であり、到底、実現可能な案ではない。

一方、著作物の商業的寿命には短いものから長いものまでさまざまだが（国内の書籍の場合、その商業的価値の残存率は図2のように減少する）、全ての著作物に対して原則一律の保護期間を定める現在の著作権制度のもとでは、多くの著作物が、著作者とコンテンツ産業関係者といった作り手側に収益をもたらさないにも関わらず、利用者がPDCとして自由に利用できない状況にある。

この状況を打破するための制度として、IRSは一定の効果を発揮するが、どのような著作物もPDCとして利用することができるまでに14年間のタイムラグがある点が利用者からはデメリットである。今回提案した著作権への固定資産税を課税する制度はIRSの一律の保護期間を極めて短くしたものと考えることもでき、商業的価値が無くなった著作物を即座にPDCとして利用できるようにしてこのデメリットを回避し

た。

さて、著作物の利用者から見た場合は自由に利用できる PDC が増えることは望ましいが、作り手から見た場合はどうだろうか？まず、IRS や固定資産税課税制度を導入した場合、再登録の際の登録料や、固定資産税という新たなコストが発生する。しかし、これは前章でも述べたように、法人税や所得税の減税措置によりバランスを取ることが可能である。

次に、PDC が増えることは作り手にとってはどうだろうか？まず、混雑効果[1]という説がある。著作物の保護を打ち切ると PDC にすると無数の利用者が現れて、過剰に消費され、価値が減ってしまうというものである。また、「可処分時間」という考え方もある。利用者が著作物の利用に費やす時間が一定であると考えれば、PDC が世の中に多く出回った分、有料の著作物に費やす時間は減少するため、売り上げは低下すると考えることもできるだろう。一方、PDC が増えることは著作物の二次利用をする際に、権利処理コストを大きく減らすことができる。また、著作者にはタダでも自分の著作物が多くの利用者の目に触れて欲しいと考える人もいるため「作り手」といっても、コンテンツ産業従事者とは必ずしも利害は一致しない。

このように、著作権への固定資産課税制度はあらゆる立場の人に全て好ましい制度であるとは言えないが、現在多くの問題を抱える著作権制度を再構築するに当たって、ひとつの提言になればと考えている。

## 6. まとめと今後の課題

本稿では、「全ての著作物に一定の保護期間」という現在の著作権制度のために、その商業的価値が無くなっているにもかかわらず、PDC として利用できない著作物の有効活用手段として、著作権への固定資産税の課税を提案した。この制度は他の保護期間が選択可能な制度と比べると、コンテンツの作り手側からは保護期間が短すぎず、利用者側からは長すぎない期間に設定できる制度になっている。

今後の課題はまず、大きめの数字が出ていると思われる現著作権法下の PDC 点数の精度を上げることと、映画や音楽、ゲームソフトなど書籍以外の著作物の寿命についても調査することである。

## 謝辞

本研究にあたり、多くの助言を頂きました情報セキュリティ大学院大学の土井洋教授、松尾和人教授、土井研究室の皆様へ深く感謝いたします。

## 参考文献

- 1) 田中辰雄, 林紘一郎編著: 著作権保護期間 延長は文化を振興するか?, 勁草書房, 2008
- 2) 福井健策: 著作権保護期間の延長問題—著作権という壮大な社会実験を訪れる転機—, 知財研フォーラム, Vol.75, 2008
- 3) 出版ニュース 2010 年 6 月下旬号, 出版ニュース社, 2010
- 4) 1945 年—1991 年 新版 出版データブック, 出版ニュース社, 1992
- 5) 日本書籍出版協会データベース  
<http://www.books.or.jp>
- 6) 厚生労働省: 平均余命の年次推移  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life06/sankou02.html>
- 7) 中山信弘: 著作権法, 有斐閣, 2008
- 8) 林紘一郎, @マークの提唱—著作権に代る「デジタル著作権」の構想—, Glocom Review, Vol.4.No.4, 1999
- 9) 野田秀三, 減価償却の理論と実務, 税務経理協会, 2010
- 10) William M. Landes, Richard A. Posner, The Economic Structure of Intellectual Property Law, Belknap Press of Harvard University Press, 2003
- 11) 福井健策: 著作権の世紀, 集英社, 2010
- 12) 名和小太郎: 情報の私有・共有・公有 ユーザーから見た著作権, NTT 出版, 2006